

広島県告示第三百六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）	株式会社オガワエコノス 代表取締役 小川 勲
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県府中市高木町五〇二番地の一〇

二 申請年月日

平成二十六年二月二十七日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県府中市本山町字月見ヶ丘五三〇番三〇三

2 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設

廃油の焼却施設

廃プラスチック類の焼却施設

その他産業廃棄物の焼却施設

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板及び廃容器包装を含む）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず（廃石膏ボード及び廃容器包装を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、特別管理産業廃棄物である汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチエン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一―トリクロロエチレン、一・一―トリクロロエタン、一・一―トリクロロエタン、一・二―トリクロロペン、一・四―ジオキサン及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）、特別管理産業廃棄物である廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチエン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一―トリクロロエタン、一・一―トリクロロエチレン、一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、一・四―ジオ

キサシ及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）、特別管理産業廃棄物である廃酸（水素イオン濃度二・〇以下のもの並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチエン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、一・四―ジオキサシ及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）、特別管理産業廃棄物である廃アルカリ（水素イオン濃度十二・五以上のもの並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチエン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、一・四―ジオキサシ及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）及び感染性産業廃棄物

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課及び府中市まちづくり部整美保全課

2 縦覧期間

平成二十六年四月二十四日から平成二十六年五月二十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七二〇―八五一― 広島県福山市三吉町一丁目一番一号 広島県東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課

2 意見書の提出期間

平成二十六年四月二十四日から平成二十六年六月六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。

3 意見書に記載すべき事項

- (一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）
- (三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容

(四) 生活環境の保全上の見地からの意見